

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 27 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	2	0	0
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	1	0
	計		5	4	1	0
	指導事項	出資・出捐団体	3	3	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	5	5	0	0
	計		8	8	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	2	2	0	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	1	0
	計		4	3	1	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	4	4	0	0
	計		4	4	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
合 計		23	21	2	0	

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年11月5日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益財団法人岐阜県スポーツ協会 【岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター】	地域スポーツ課	<p>岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター及び岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの管理運営業務において、次のとおり不適正な取扱いが認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 現金などの拾得物は、岐阜メモリアルセンター拾得物取扱要領に基づき、一週間以内に岐阜北警察署へ届ける必要があるにもかかわらず、駐車料金とあわせて金庫に保管されている拾得物や義援金とされた拾得物が認められた。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画（収入計画）を見直し、指定管理料を増額変更しているが、雑入として収入済みの携帯電話超小型基地局電力使用料について計上されておらず、結果的に指定管理料160,490円を過大に受領していた。</p> <p>3 岐阜県スポーツ科学センターの利用料金については、岐阜県スポーツ科学センター利用料金規程第3条でセンターを使用する者が支払うよう規定しているが、指定管理者が強化指定選手の利用料金を負担した事業において、利用申込者と利用料金の支払者が整合していなかった。</p>	<p>指摘事項について該当法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>1 指摘事項1については、拾得物取扱要領に基づき運用すべきところ、取扱いについて一部職員の認識誤りがあり、また対応の顛末を組織として十分確認していなかったことにより、適正な事務処理が行われなかったものである。</p> <p>今後は、拾得物取扱要領に基づく対応について改めて職員に周知徹底を行ったうえで、適切に対応する。また、警察署に届出後には、提出した「遺失・拾得物届出書」の写し及び警察署作成の「拾得物件預り書」を協会内で回議し、拾得物に関する届出手続きが遺漏なく完了したことを組織的に確認することにより、再発防止に努める。</p> <p>なお、今回指摘の拾得物については、令和6年1月19日に岐阜北警察署に届出済みである。</p> <p>2 指摘事項2については、事業計画の見直しの際、既に収入済みとなっていた携帯電話超小型基地局電力使用料（雑入）について、慣例として例年決算時に計上していたため、収入計画に計上せず、その分について指定管理料が過大な受領となったものである。</p> <p>今後は、契約等に基づく確実な収入については、予算策定時に適宜計上し、これを反映した事業計画を作成することとする。</p> <p>なお、今回指摘のあった160,490円については、指定管理料の過大受領金として県に返還するものとし、令和6年3月29日に納付済みである。</p> <p>3 指摘事項3については、本件は指定管理業務として指定管理者が強化指定選手に対しトレーニングサポートを行うものであるが、利用に関する申請につい</p>

			<p>てはサポートを受ける者が行うものと誤認し、本来は事業主体である指定管理者名で利用申請すべきところ、サポートを受ける者が利用申請書を作成し、これを受理していたものである。</p> <p>今後は、本件に係る利用申請者はトレーニングサポート事業を実施する指定管理者であると整理し、利用申請及び利用料金支払のいずれについても指定管理者が行うこととし、利用料金規程に適合した事務処理を徹底する。</p>
--	--	--	---

(2) 所管機関結果（指摘事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益財団法人岐阜県スポーツ協会 【岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター】	地域スポーツ課	<p>岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター及び岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの管理運営業務において、次のとおり不適正な取扱いが認められたので、管理業務の遂行にあたり関係法令を遵守させるとともに、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図りたい。</p> <p>1 現金などの拾得物は、岐阜メモリアルセンター拾得物取扱要領に基づき、一週間以内に岐阜北警察署へ届ける必要があるにもかかわらず、駐車料金とあわせて金庫に保管されている拾得物や義援金とされた拾得物が認められた。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画（収入計画）を見直し、指定管理料を増額変更しているが、雑入として収入済みの携帯電話超小型基地局電力使用料について計上されておらず、結果的に指定管理料160,490円を過大に支払っていた。</p> <p>3 岐阜県スポーツ科学センターの利用料金については、岐阜県スポーツ科学センター利用料金規程第3条でセンターを使用する者が支払うよう規定しているが、指定管理</p>	<p>1 指摘事項1については、指定管理者において拾得物取扱要領に基づき運用すべきところ、取扱いについて一部職員の認識誤りがあり、また対応の顛末を組織として十分確認していなかったことにより、適正な事務処理が行われなかったことについて、当課が指定管理業務の実地調査時等に発見することができなかったものである。</p> <p>今後は、指定管理者において拾得物取扱要領に基づく対応について改めて職員に周知徹底を行ったうえで適切に対応し、また、警察署に届出後には、提出した「遺失・拾得物届出書」の写し及び警察署作成の「拾得物件預り書」を協会内で回議し、拾得物に関する届出手続きが遺漏なく完了したことを組織的に確認することにより、再発防止に努めるとしており、当課においてはその履行状況を実地調査等において適宜確認を行い、適切に指導する。</p> <p>2 指摘事項2については、事業計画の見直しの際、既に収入済みとなっていた携帯電話超小型基地局電力使用料（雑入）について、慣例として例年決算時に計上していたため、収入計画に計上せず、その分について指定管理料が過大な受領となったものである。</p> <p>今後は、指定管理者において</p>

		<p>者が強化指定選手の利用料金を負担した事業において、利用申込者と利用料金の支払者が整合していなかった。</p> <p>4 建築物の点検が3年毎に求められる建築基準法第12条点検において、県が支払う指定管理料については会計年度独立の原則により実施年度に経費を積算し執行すべきところ、指定管理者が令和4年度に実施する点検費用として、令和2、3両年度に指定管理料1,960,000円を支払っていた。</p>	<p>契約等に基づく確実な収入については、予算策定時に適宜計上し、これを反映した事業計画を作成することとするとしており、当課においては過年度の実績との照査等により、事業計画の妥当性を確認する。</p> <p>3 指摘事項3については、本件は指定管理業務として指定管理者が強化指定選手に対しトレーニングサポートを行うものであるが、利用に関する申請についてはサポートを受ける者が行うものと誤認し、事務処理を行っていたものであり、当課としても認識が不足しており、適切な指導が行われていなかったものである。</p> <p>今後は、指定管理者において、本件に係る利用申請者はトレーニングサポート事業を実施する指定管理者であると整理し、利用申請及び利用料金支払のいずれについても指定管理者が行うこととし、利用料金規程に適合した事務処理を徹底するとしており、当課においてはその履行状況を指定管理業務の実地調査等において適宜確認を行い、適切に指導する。</p> <p>4 指摘事項4については、指定管理者が支出平準化のため、点検を実施しない年度に当該費用の年割相当額の積立を行っていたものであり、当課はこれに対し指定管理料を支払うことが会計年度独立の原則の観点から不適切である認識がなかった。</p> <p>本指摘を受け、今後は検査実施年度にのみ、その費用を指定管理料として支払うことに改める。なお、この取扱いについては財政課に協議済みである。</p>
--	--	--	--